

外556名 様

山口県監査委員 小 田 正 幸

同 河 村 邦 彦

山口県職員措置請求について（通知）

令和 5 年 1 月 11 日に請求のあった住民監査請求については、次のとおり却下します。

記

1 請求の要旨

故安倍晋三元首相の県民葬が令和 4 年 10 月 15 日に実施されたが、既に私的な葬儀や国葬が行われたにもかかわらず高額な支出を伴う県民葬を行う必要はなく、また、県民葬の実施は違憲かつ違法な行為であり、県はこれに伴う公費の支出によって損害を被ったため、知事にこれを返還させるよう求める。

2 監査委員について

県議会議員のうちから選任された監査委員である上岡康彦委員及び平岡望委員からは、県議会議員の立場を考慮し、本件監査を辞退する旨の申し出があったことから、この両名は当該監査請求に係る審議には加わらなかった。

3 請求についての適格性（要件審査）について

請求人は、県財政が危機的で県が支出削減に努めている中で、高額な支出は県民の福祉向上に支出されるべきであり、県民葬を実施する必要はなく、かつ、違憲・違法であると主張するが、県民葬の実施に係る補正予算は県民の代表である県議会で可決・成立したものであって、知事が事業実施のために計上した予算や、それに対する県議会の議

決そのものの是非については監査の対象にならないとされている。

そもそも、あらゆる行政の行為は結果として公費の支出を伴うものであり、公費支出の原因となった行為のすべてを住民監査請求の対象とすることが広く認められるとすれば、広範囲かつ多岐に及ぶ行政一般を争うこととなり、財務会計上の行為に限定している住民監査請求制度の趣旨を逸脱するとされている。

そして、違法又は不当な財務会計行為があるというためには、予算の執行段階において財務会計上の違法・不当があったことや、それが原因となって具体的な損害が発生したということが必要である。例を挙げれば、支出金額の算定誤りや、二重支払、架空請求、補助金の交付要件に適合しない者に対する補助金の交付など、執行段階における具体的な違法又は不当な行為とそれによる損害の発生の有無が問われるものである。

この点について本件措置請求を見ると、請求人はもっぱら県民葬という事業そのものが違憲・違法であると主張しており、公費の支出に際しての財務会計上の違法・不当や、それによって発生した損害については摘示していない。なお、請求人は、県や葬儀委員会による公費の支出手続や契約事務についての違法性を主張しているが、これは会計事務のあり方等に関する請求人の持論や信条を述べているにとどまり、請求人が主張するような知事等の行為によって県に具体的な損害が発生したものと認められない。

このように、請求人の主張は、財務会計上の行為の違法・不当ではなく、県の政策判断の是非を問うているに過ぎず、住民監査請求制度の対象とはならないことから、請求についての適格性（審査要件）のすべてを満たしてはいないと解する。

4 結論

以上のとおり、本件措置請求については、違法又は不当な財務会計上の行為があるとは認められないことから、請求の適格性を満たさないものと判断し、その余の事項については審査を行わず、その請求を却下する。

なお、本件措置請求の請求人は 557 名であるが、このうち、重複している者と県内居住要件に適合することを確認できなかった者が計 11 名あったので、申し添える。

5 意見

本件措置請求については、前述のとおり請求の適格性を欠くため却下したところであるが、請求書で主張されている請求人の法解釈等に関して、次のとおり意見を述べる。

(1) 法の下での平等について

請求人は、県民葬は特定の少数者に特別の便宜を図るものであって法の下での平等に違反すると主張するが、公費による政治家等の葬儀については、戦後、本県に限らず、沖縄県、群馬県など他の地方公共団体においても実施されている。

このことを踏まえれば、首相経験者等の死去に際しては、生前の重責や功労にふさわしい追悼の形があり、その葬儀を公費で行うことが特別の便宜に当たるとまではいえないという認識が浸透しているものと考えられる。また、公費による葬儀を明確に禁止する法令もなく、地方公共団体の裁量によりこれを実施することが可能である。

このように、本件県民葬の実施が違法であるとはいえないことから、請求人の主張には理由がない。

(2) 思想・良心の自由について

請求人は、本件県民葬に係る公費の支出や半旗の掲揚が弔意の強制に当たると主張するが、安倍元首相の国葬の実施が国民に対する弔意の強制に当たると主張する特別抗告について、令和4年9月22日に最高裁判所が棄却していることから、本件県民葬の実施も弔意の強制には当たらないといえる。また、半旗の掲揚については財務会計上の違法・不当に関する主張ではないことから、住民監査請求の対象とはならない。

(3) 葬儀委員会への参加に係る内部意思決定について

請求人は、県や県議会が葬儀委員会の構成団体になることについて内部での意思決定手続を踏んだ形跡がないなどと主張するが、請求人が監査委員に提出した証拠書類によれば、『故安倍晋三先生県民葬儀』実施に関する負担金協定書が締結され、知事、県議会議長など葬儀委員会の構成団体の代表者による記名押印がなされていることから、これらの構成団体において葬儀委員会に参画することの意思決定が行われたことは明らかであって、請求人の主張は成立しない。

(4) 地方自治法の規定について

請求人は、県民葬の実施は地方自治法に規定する「住民の福祉の増進」や「地域における事務」に該当しないので違法であり無効であると主張する。

この点について、およそ地方公共団体の事務・事業のうち、公権力をもって住民に義務を課し、又はその権利を制限するようなものについては、法律や条例による明確な根拠が必要とされるが、それ以外の事務・事業については、法令等に違反しない限り、地方公共団体の広範な裁量により、自らの判断と責任に基づいて実施することが

可能である。

言い換えれば、「住民の福祉の増進」や「地域における事務」という規定は、あらゆる住民ニーズに対応する事務・事業をすべて包含しており、そして本件県民葬は、故安倍元首相に哀悼の意を表する機会を県民に提供するためのものであるといえることから、これが地方自治法に違反するという請求人の主張には理由がない。

(5) 契約事務等について

請求人は、本件県民葬の実施に関して、県と葬儀委員会、又は葬儀委員会と事業者との間の契約が存在しないなどと主張するが、請求人が監査委員に提出した証拠書類によれば、協定書、請書その他契約関係の成立が認められる関係書類が存在していることから、請求人の主張は成立しない。

(6) 県職員の服務について

請求人は、葬儀委員会の業務は県職員の本来業務ではなく、職員がこれに従事したことが県条例等に違反すると主張するが、県が主催者として参画する葬儀委員会の業務は職務命令に基づく正当な公務であるといえることから、請求人の主張には理由がない。

(7) 個別外部監査契約に基づく監査を求める理由について

請求人は、監査は委員の合議で行われるものであり、県監査委員には不適格な人物がいて4名全員の合議ができないとして、個別外部監査契約により、憲法学者を含む外部監査人を4名選任して監査を行うよう主張する。

この点について、法令上、監査委員は個々に独立して独任制により職務を行うものであり、監査意見をまとめる際は在任する監査委員の合議によるが、監査の対象機関と利益相反関係にあるなどの理由により一部の委員が監査を担当できない場合であっても、残りの委員により、少なくとも1名の委員がいれば監査を行うものとされている（行政実例 昭和48年4月13日）。

また、請求人は、高度な憲法判断を行うために憲法学者を含む外部監査人を選任するよう主張するが、そもそも住民監査請求制度は、財務会計上の違法・不当について監査するものであって、事業一般の違法性を争うためのものではないことから、本件措置請求が個別外部監査契約に基づく監査を必要とする事案であるとは認められない。